

## 児童手当受給世帯に対して物価高対応子育て応援手当を支給します

物価高の影響が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中、特に、その影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、我が国のことどもたちの健やかな成長を応援する観点から、国において児童手当支給対象児童を養育する父母等に対し、子ども1人あたり2万円の「物価高対応子育て応援手当」を支給することが決定されました。

これを受け、川崎市でも「物価高対応子育て応援手当」を支給することとし、令和7年9月30日時点において児童手当支給対象児童（0歳から高校生年代まで）を養育し、児童手当を受給している世帯には、申請不要のプッシュ型により令和8年2月16日に支給を予定しています。また、公務員などプッシュ型支給ができない対象者については、申請をいただいた後、3月中旬以降順次支給を予定しています。

※プッシュ型・・・・児童手当の情報を活用して、積極支給を行います。

### 1 支給額

児童1人あたり20,000円

### 2 支給対象者

児童手当支給対象児童（令和7年9月30日時点 0歳から高校生年代まで）を養育する父母等  
（対象児童には令和7年10月1日以降令和8年3月31日までに生まれる新生児も含む）

### 3 支給時期及び手続き

(1) **児童手当受給者世帯** (約130,000世帯 (対象児童 約204,000人)) 2月16日支給予定

- ・申請不要です。 プッシュ型により児童手当の受取口座に振込む予定です。
- ・対象の方には、1月28日以降順次お知らせを送付します。

(2) **公務員世帯** (約10,000世帯 (対象児童 約17,000人)) 3月中旬以降順次支給予定

- ・原則申請が必要です。 申請方法等は、お住まいの自治体ホームページ等により確認をお願いします。
- ・川崎市では、郵送申請は2月1日から、オンライン申請は2月16日から受付開始を予定しています。
- ・ただし、川崎市在住川崎市職員は申請不要です。

(3) **新生児世帯** (約6,000世帯 (対象児童 約6,000人)) 3月中旬以降順次支給予定

- ・原則申請不要です。 プッシュ型により児童手当の受取口座に振込む予定です。
  - ・対象の方には、児童手当の認定を確認次第お知らせを送付します。
  - ・きょうだいがいる世帯は、きょうだい分とは支給日が別日になる可能性があります。
  - ・ただし、公務員（川崎市職員含む）などプッシュ型支給ができない世帯については、申請が必要です。
- 申請方法等は、お住まいの自治体ホームページ等により確認をお願いします。

※令和7年10月1日以降令和8年3月31日までに、離婚等により新たに児童手当の受給者となる方も支給対象となる場合がありますので、市ホームページにより確認をお願いします。

[\(<https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000182550.html>\)](https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000182550.html)

※物価高対応子育て応援手当のお問い合わせ等については、コールセンターまでお願いします。

川崎市物価高対応子育て応援手当コールセンター 044-222-7315

(平日 8時30分から 17時まで)

問合せ先

川崎市こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当 半田

電話 044-200-2671